

# 受給資格仮決定手続きのご案内

失業給付の受給手続きは、雇用の予約や就職が内定及び決定していない失業状態にある方が、原則、ハローワークに離職票を提出してから開始されます。

※**失業状態**とは：積極的に就職しようとする意思と、いつでも就職できる能力(健康状態・環境など)があり、積極的に仕事を探しているにもかかわらず、現在職業に就いていないこと。

## 退職した会社から離職票が届かない場合は？

⇒会社による離職票の発行手続きが遅れている場合には、離職票がない状態で、**受給資格の仮決定手続き**を行うことができる場合があります。

仮決定手続きを行っておくことで、後日離職票が発行された際に、**仮決定手続きを行った日を受給手続きの開始日（待期の起算日）とみなして失業給付を受給することができます。**

## 仮決定手続きを開始できる時期は？

⇒**退職日の翌日から12日目以降から**お手続きが可能です。  
(例：月末付けで退職した場合、翌月の12日から可能)

※ただし、閉庁日（土日祝日・年末年始等）と重なる場合にはその翌開庁日からお手続き可能となります。

※後日離職票を持参した結果、受給するための要件を満たさないことが判明し、仮決定手続きが無効となる場合があります。

**失業給付の受給要件等は厚生労働省HPをご参照ください。**

(厚生労働省HP：Q&A～労働者の皆様へ（基本手当、再就職手当）～)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139508.html>



仮決定手続きをご希望の場合は、以下をご準備の上、**住居所を管轄するハローワーク**へご相談ください。

- ・マイナンバーカード等の身元確認書類
- ・本人名義の通帳等の振込口座確認書類
- ・退職した事実がわかる書類（退職証明書等を交付されている場合）

※上記確認書類が無い場合も、ご希望の場合はハローワークへご相談ください。  
ただし、**仮決定手続きはハローワークへ来所の上行う必要があります。**

山形県内のハローワーク所在地等一覧：山形労働局HP

[https://jsite.mhlw.go.jp/yamagata-roudoukyoku/roudoukyoku/kanren\\_shisetsu/map\\_hellowork.html](https://jsite.mhlw.go.jp/yamagata-roudoukyoku/roudoukyoku/kanren_shisetsu/map_hellowork.html)

※ハローワークの附属施設では雇用保険の手続きはできませんのでご注意ください。

